様式第二十九号の三（第十二条の十二の二十一関係）

②廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
③輸入した数量（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を含む。）	

様式第三十号（第十二条の十二の二十五関係）

①産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
②産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を含み、輸出の一括確認にあっては輸出の回数及び数量の上限とする。）	

様式第三十二号（第十二条の十二の二十六関係）

③産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
④輸出した数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を含む。）	

様式第三十四号（第十二条の三十四関係）

指定区域内の埋立地の内容	（略）					
	（略）		（略）		（略）	
	（略）					
	埋め立てられている石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、又は廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量					

様式第二十九号の三（第十二条の十二の二十一関係）

②廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
③輸入した数量（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含む。）	

様式第三十号（第十二条の十二の二十五関係）

①産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
②産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含み、輸出の一括確認にあっては輸出の回数及び数量の上限とする。）	

様式第三十二号（第十二条の十二の二十六関係）

③産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
④輸出した数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量を含む。）	

様式第三十四号（第十二条の三十四関係）

指定区域内の埋立地の内容	（略）					
	（略）		（略）		（略）	
	（略）					
	埋め立てられている石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量					